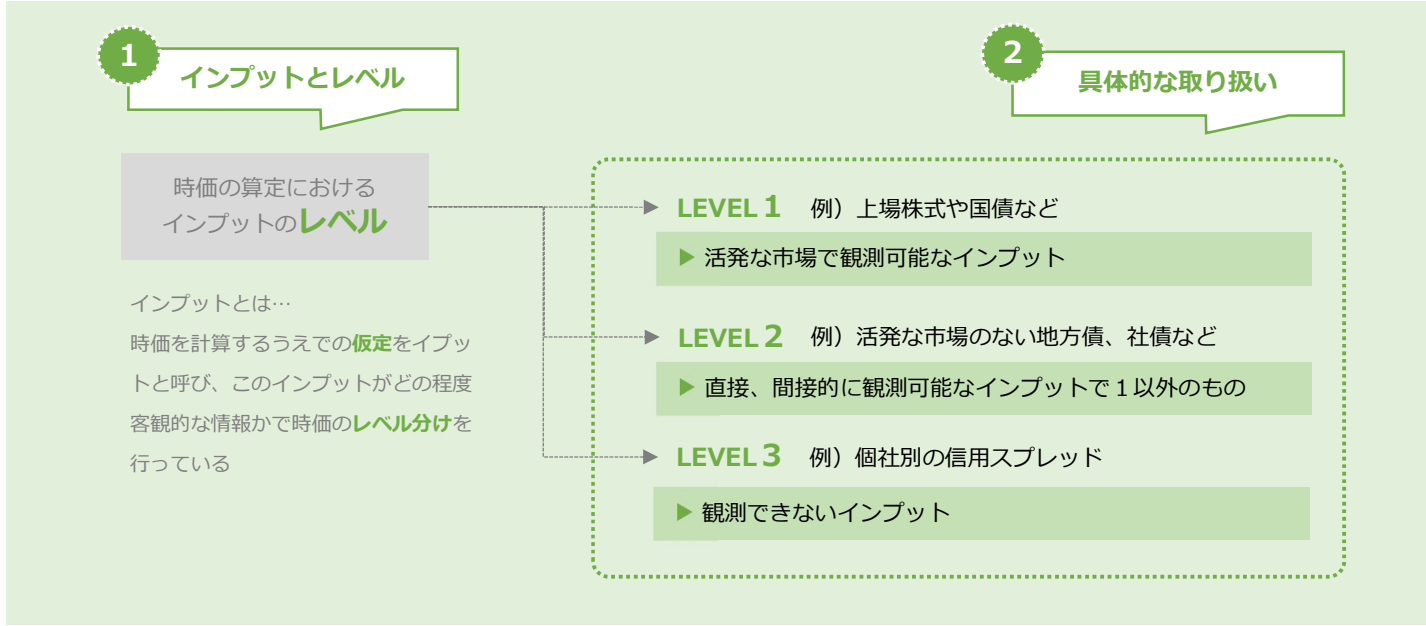




【全体概要図】



1 時価の算定におけるインプットと意味とそのレベルとは

⇒ 上場株式のように常に信頼性をもって情報を入手できる場合を除き、多くの資産は時価を計算する必要がある。

これを、会計基準では「同一の資産または負債の価額が観測できない場合における評価技法」と表現しているが、この評価技法には、何かしらの仮定が含まれることとなる。この仮定こそが「インプット」と呼ばれ、インプットごとに信頼性（客観性）が異なることから、インプットにレベル付けを行い、注記を求めているのである。

インプット : 時価の算定に使用した仮定
インプットのレベル : 時価の算定に使用した仮定の客観性の水準

インプットのレベルごとの内容は以下の通りである。

レベル	内容	インプットの参考例
レベル 1	時価算定日において企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する市場価格であり、調整されていないもの。	上場株式の株価のように活発な市場で取引されているものなど
レベル 2	資産又は負債について、直接又は間接的に観測可能なインプットのうち、レベル 1 のインプット以外のインプット。	活発な市場が無い場合の地方債や社債の相場価格や、一般的な金利や為替相場など
レベル 3	資産又は負債について企業が観測が出来ないインプット。	信用スプレッド（売掛金を始めとした個社のスプレッド）など

2 時価注記中のインプットのレベルに関する取扱い

⇒ 時価算定に含まれる仮定（インプット）をレベル分けすることは前述の通りであるが、レベル分けした各時価について、以下の事項を注記により開示しなければならない。

（１）有価証券報告書の取り扱い ※金融商品取引法上

⇒ ここでは主に有価証券報告書に基づく開示を行う上場企業を想定する。開示項目を以下に列挙する。

なお、列挙されている項目は全ての開示が義務付けられているわけではなく、重要性の乏しいものは省略可能である。重要性の判断基準として、期末日現在の残高、見積りの不確実性を考慮したうえで当期純利益や総資産、金融資産の残高等に照らして判断をするものとされている。

- | | |
|--|----------------|
| (1) 時価のレベルごとの合計額（基本的に表形式で開示） | ※レベル 1～3 |
| (2) 時価の算定に用いる評価技法及びインプットの説明 | ※レベル 2～3 |
| (3) 時価の算定に用いる評価技法、適用を変更した場合、その旨及び変更の理由 | ※レベル 2～3 |
| (4) 時価の算定に用いた重要な観測できないインプットに関する定量的情報 | ※レベル 3 でB/Sが時価 |
| (5) 期首残高から期末残高への調整表 | ※レベル 3 でB/Sが時価 |
| (6) 企業の評価プロセスの説明 | ※レベル 3 でB/Sが時価 |
| (7) 重要な観測できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響の説明 | ※レベル 3 でB/Sが時価 |

各項目の注記の要否はインプットのレベルによって異なる（※を参照）。

時価のレベルごとの合計額は全てのインプットに共通して必要とされ、出来る限り表形式での注記が求められている。

（２）計算書類上の取扱い ※会社法（会社計算規則）上

⇒ 計算書類上の取扱いについて、「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」では注記は求められるものの、注記を行う企業の実情に応じて必要な範囲での開示を求めている。

結果、上記の有価証券報告書上注記が求められていたとしても、計算書類において各項目の注記が不要であると判断される場合には、注記を省略しても良いということである。ただし、これは無制限に省略を容認しているものではなく、あくまで合理的な根拠が必要とされている。実務上は、会計監査人設置会社の場合には、会計監査人との間で注記事項をすり合わせることになるであろう。

